

## 役員選挙規程

第1条 役員選挙を管理運営するため、選挙管理委員会を組織する。

2. 選挙管理委員会は、委員5名をもって構成する。

3. 選挙管理委員会の委員は、常任委員会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

4. 委員の任期は、会長による委嘱から当該選挙結果の告示までとし、連続就任は2期までとする。

5. 委員の互選により委員長を定め、委員長は選挙管理委員会の会務を総理する。

第2条 役員選挙は、会長、評議員ならびに会計監査、常任委員について行い、投票は規定の用紙を用いるものとする。

第3条 選挙権および被選挙権をもつものは、選挙実施該当年度の7月15日現在における会則第7条第2・3・4項の本会会員とする。

第4条 会長および評議員は、会員の投票により選出する。

2. 会長は単記、評議員は10名連記とし、いずれも無記名投票とする。

3. 得票同数の場合は年少順を原則とする。

4. 会長、評議員の双方に同一人物が選出された場合、評議員への当選を無効とする。

第5条 会計監査および常任委員は、評議員の互選により選出する。

2. 会計監査は2名連記、常任委員は11名連記とし、いずれも無記名投票とする。

3. 会計監査、常任委員の双方に同一人物が選出された場合、常任委員への当選を無効とする。

4. 得票同数の場合は年少順を原則とする。

## 付 則

本規程は、昭和53・4年度役員選挙よりこれを実施する。昭和54年5月19日、一部改正。昭和56年7月18日、一部改正。平成元年5月28日、一部改正。平成12年4月1日、一部改正。平成22年5月15日、一部改正。平成27年6月27日、一部改正。